



石運整第 162 号の 2
令和元年 9 月 1 9 日

石川県内自動車運送事業者 各位

石川運輸支局長



令和元年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等の業務の実施等について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙（令和元年 9 月 1 9 日付け北信技技第 2 0 0 号、北信技保第 2 6 号）のとおり、通達がありましたので了知されますようお願い致します。

※詳しくは、国土交通省自動車総合安全情報の各ページでご確認ください。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_01.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>



北信技技第200号
北信技保第26号
令和元年9月19日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局 自動車技術安全部長
(公印省略)

令和元年度自動車事故対策費補助金(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援))に係る交付申請等の業務の実施等について

標記について、自動車局安全政策課長及び技術政策課長から別紙写し(令和元年9月17日付け国自安第91号、国自技第76号)のとおり交付申請等に係る業務取扱いが示されたので、遺漏なきよう取り計らわれるとともに、令和元年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金及び当該補助金に係る手続きについて、関係事業者において積極的に活用されるよう、下記について関係者に対して周知願います。

記

令和元年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)に関する運用方針」(平成10年6月17日付け自保第128号の3)のほか、以下により実施します。

なお、以下の取扱いについては、今後、申請受付期間内の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、申請受付期間内であっても受付を締め切り、その旨公表しますので留意願います。

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（別添1）

申請受付期間及び申請対象車両

- ① 申請受付期間 令和元年9月20日から令和元年12月20日まで
- ② 申請対象車両 平成31年4月1日から令和元年12月20日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入（新車新規登録）又は後付け衝突被害軽減ブレーキの導入をしたもの

(2) 運行管理の高度化に対する支援（別添2）

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和元年9月20日から令和元年12月20日まで
- ② 申請対象機器 平成31年4月1日から令和元年12月20日までの間に導入した機器

(3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援（別添3）

申請受付期間及び申請対象機器

- ① 申請受付期間 令和元年9月20日から令和元年12月20日まで
- ② 申請対象機器 平成31年4月1日から令和元年12月20日までの間に導入した機器

(4) 社内安全教育の実施に対する支援（別添4）

申請受付期間及び申請対象メニュー

- ① 申請受付期間 令和元年9月20日から令和元年10月31日まで
- ② 申請対象メニュー 契約日が申請日以降であり、かつ、令和2年2月14日までに終了するもの

※ なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両等の変更、申請受付期間の設定等を行う場合があります。

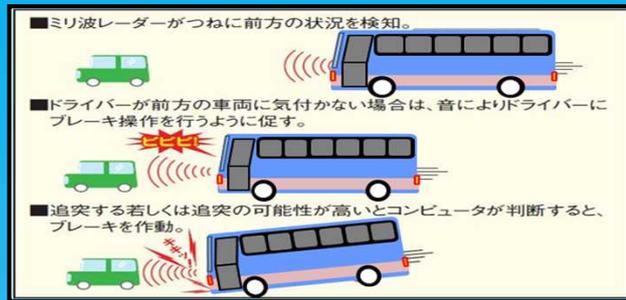
※ 以上の各期間中、土日・祝日は除きます。

以 上

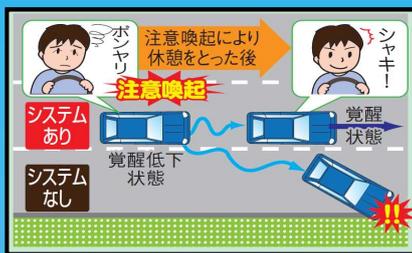
ASV技術の安全効果について

衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

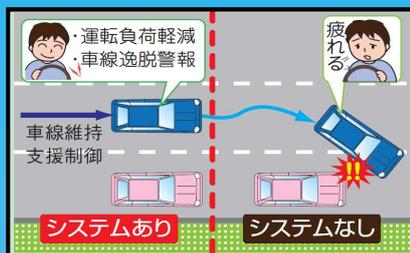


ふらつき注意喚起装置



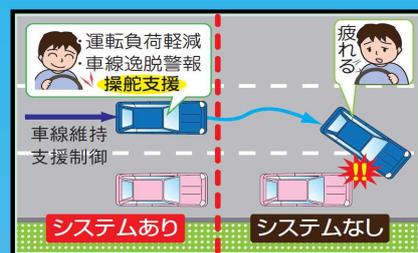
運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようにします。

車線逸脱警報装置



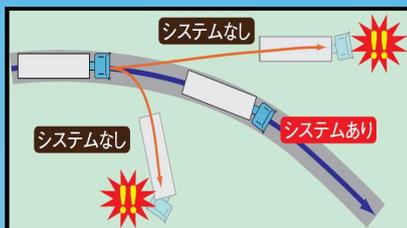
走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。何らかの理由で車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車両安定性制御装置



急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。

ドライバー異常時対応システム



ドライバーが安全に運転出来ない状態に陥った場合に、乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両は自動的に停止します。

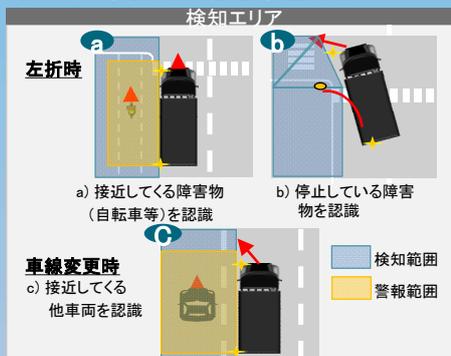
先進ライト



前方の先行車や対向車等を検出し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

側方衝突警報装置

左折時や車線変更時に側方の衝突事故等を防止するため障害物の検知、車両の通過範囲を予測し、衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報します。



事業用自動車の

ASV装置装着車の支援制度について

国土交通省では、以下の装置を搭載した事業用の車両を購入等する場合において、平成19年度より補助制度を実施しております。

下記補助対象装置を搭載した車両を購入又はリースにより導入する場合において、当該装置に係る費用に対し下記の金額を上限とした補助を実施しております。

補助対象車両は、令和元年4月1日以降に新車新規登録された車両又は後付け被害軽減ブレーキを導入した車両となります。

	補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	100,000円
		・車両総重量12t以下のバス		150,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	100,000円
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	・車両総重量3.5t超のトラック(13t超トラクタ含)	1/2	50,000円
		・バス ・タクシー		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
③	車両安定性制御装置	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	100,000円
		・車両総重量5t超12t以下のバス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
④	ドライバー異常時対応システム	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑤	先進ライト	・車両総重量3.5t超のトラック(13t超トラクタ含)	1/2	100,000円
⑥	側方衝突警報装置	・車両総重量3.5t超のトラック	1/2	50,000円
		・バス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円

・1車両あたり複数の装置を装着する車両においては、(トラック)150,000円 (バス)300,000円 (貸切バス(中小事業者等以外))200,000円 が上限となります。
・各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請については、募集要領をご確認ください。

- 申請期間:令和元年9月20日(金) - 令和元年12月20日(金) 9:00-16:00
補助金総額を超過することが見込まれた場合、申請期間内であっても終了となります。
- 申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください。
- 申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_01.html

補助金申請に関する主な注意点

- ・平成26年度より、補助対象事業者が原則中小企業者等(※)に限定となりましたが、平成28年度2次募集以降、貸切バス事業者に限り大企業も補助対象事業者となります。
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とし、ローンなどによる支払いの場合は補助金は交付されません。
- ・上記②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合においては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。
※中小企業者等:中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者
中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合
(資本金3億円以下もしくは従業員300人以下のどちらかを満たせば補助対象者となります。)

補助金交付申請の受付窓口・問い合わせ先

運輸局・支局名	部課名	電話番号	FAX番号
北海道運輸局	自動車技術安全部技術課	011-290-2753	011-290-2705
東北運輸局	自動車技術安全部技術課	022-791-7535	022-299-8872
北陸信越運輸局	自動車技術安全部技術課	025-285-9155	025-285-9175
関東運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	045-211-7256	045-201-8813
中部運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	052-952-8044	052-961-0664
近畿運輸局	自動車技術安全部技術課	06-6949-6452	06-6949-6459
中国運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142	082-228-9148
四国運輸局	自動車技術安全部技術課	087-802-6785	087-802-6787
九州運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	092-472-2546	092-472-2916
沖縄総合事務局	運輸部陸上交通課	098-866-1836	098-860-2369

デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー 導入に対する補助制度が開始されます

令和元年9月20日(金)から申請受付開始

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

対象機器		対象経費	補助率(※1) (括弧内は1台あたりの補助上限)
デジタル式 運行記録 計	車載器	車載器本体、メモリーカード(1枚)等	1/3(3万円)
	事業所用機器	分析ソフト、読取装置(メモリーカードリーダー等)	1/3(10万円)
映像記録 型ドライ ブレコーダー	車載器	車載器本体、メモリーカード(1枚)等	1/3(2万円※2)
	カメラ	カメラ(※3)	1/3(5千円)
	事務所用機器	分析ソフト、読取装置(メモリーカードリーダー等)	1/3(3万円)

※1 デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事業所用機器13万円

※2 一般乗合旅客自動車(高速乗合バスを除く。)については2万5千円

※3 一般乗合旅客自動車(高速乗合バスを除く。)に追加で装着する、車内の状況を撮影するものに限る

(注意)1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。

2. 1申請者あたり80万円を限度に、上記補助額による交付を行います。

3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。

4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

対象機器

◎デジタル式運行記録計◎

- ・国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

- ・国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー

申請期間と申請方法

- 申請期間: 2019年9月20日(金)～12月20日(金)
- 受付時間: 平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

注意

補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請先: 最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出してください(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)
- 申請書類: 国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通ご提出下さい。

申請の流れと申請書類

① 交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。
注) 令和元年4月1日以降に機器を購入し取り付けたものを対象とします。

② 交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

③ 補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完する等の対応をお願いします。1週間以内に対応できない場合は、提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で、再度提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

過労運転防止のための機器導入に対する補助制度が開始されます

申請期間は令和元年9月20日(金)～12月20日(金)

国土交通省では、自動車運送事業者が先進的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

○補助対象機器

- ①ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

○対象経費

上記機器及び付随する機器(情報が記録できる電子媒体等)の導入に係る経費
※パソコン、プリンター、スマートフォン等は補助対象外です。

○補助率

取得に要する経費の1/2

※②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 及び ④運行中の運行管理機器 については、機器等に上限額がある場合がございます。

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、交付を行います。
 3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
 4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

対象機器

- ◎国土交通大臣が選定した機器

申請期間と申請方法

- 申請期間:2019年9月20日(金)～12月20日(金)
- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)
 - 注意** 補助金の申請受付期間中の申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を閉め切ることとし、その旨を速やかに公表します。
(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/jikoboushi.html>)
- 申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)
- 申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通をご提出ください。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、各運輸局等又は各運輸支局へ交付申請書兼実績報告書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。
注) 令和元年4月1日以降に機器を購入し取り付けたものを対象とします。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定及び額の確定通知が届きます。

③補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者からの書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完するなどの対応をお願いします。1週間以内に対応できない場合は提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で、再度提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。

社内安全教育の実施に対する 補助制度が開始されます

申請期間は令和元年9月20日(金)～12月20日(金)

国土交通省では、自動車運送事業者が、専門的な知見を有する外部の専門家によるコンサルティングを受けることにより、事業者の安全意識が向上することで効果的な安全対策を実施し事故を減少させることを目的として、以下の要件を満たすコンサルティングに対し、経費の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

- 補助対象
国土交通大臣が認定したコンサルティングの実施
- 対象経費
国土交通大臣が認定したコンサルティングの活用に係る経費
- 補助率
コンサルティングの活用に必要な経費の1/3

- (注意) 1. 補助金交付申請書の提出から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、令和2年2月14日までにコンサルティングが完了するものが対象となります。
2. 1申請者あたり100万円を限度に、交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。

申請期間と申請方法

- 申請期間:2019年9月20日(金)～12月20日(金)
- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

注意

補助金の申請受付期間中の申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。
(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請先:最寄りの地方運輸局、運輸支局等(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類をご提出ください(郵送による提出は認められませんのでご注意ください。)
- 申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー4通、合わせて5通をご提出ください。

申請の流れと申請書類

① 交付申請書の提出

各運輸局、運輸支局等へ交付申請書を提出してください。提出する申請書類は国土交通省のHPより入手することができます。

② 交付決定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定通知が届きます。

③ コンサルティング実施

④ 実績報告書の提出

コンサルティングが完了した日から30日以内(ただし、最終受付日は令和2年2月28日)に各運輸局、運輸支局等へ提出して下さい。

⑤ 額の確定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて額の確定通知が届きます。

⑥ 補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者からの書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完するなどの対応をお願いします。1週間以内に対応できない場合は提出した当該交付申請を一度取り下げた後に書類の不備を補完した上で、再度提出して下さい。
- 補助金交付申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げただけにとともに、以後の申請を受理しない場合があります。